

南幌町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年（2026年）3月
南 幌 町

目次

I はじめに

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- II-1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略・・・・・・・・・・ 2
- II-2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方・・・・・・・・・・ 2
- II-3 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ・・・・・・・・・・ 4
- II-4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点・・・・・・・・・・ 5
- II-5 対策推進のための役割分担・・・・・・・・・・ 7

III 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点

- III-1 町行動計画における対策項目・・・・・・・・・・ 9
- III-2 複数の対策項目に共通する横断的な視点・・・・・・・・・・ 10

IV 町行動計画の実行性確保

V 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

- V-1 実施体制・・・・・・・・・・ 13
- V-2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション・・・・・・・・・・ 14
- V-3 まん延防止・・・・・・・・・・ 15
- V-4 ワクチン・・・・・・・・・・ 17
- V-5 保健・・・・・・・・・・ 22
- V-6 物資・・・・・・・・・・ 23
- V-7 住民の生活及び地域経済の安定の確保・・・・・・・・・・ 23

参考資料

南幌町インフルエンザ等対策本部条例

Ⅰ はじめに

「南幌町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第8条の規定に基づき、感染症危機が発生した場合に、町内における感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生活・社会経済活動に及ぼす影響を最小にすることを目的に策定するものです。

町では、これまでも、平成21年（2009年）に国内で大流行となった新型インフルエンザ（H1N1）への対応において、国の新型インフルエンザ対策行動計画（以下「政府行動計画」という。平成21年2月改定）及び北海道新型インフルエンザ対策行動計画（以下「道行動計画」という。平成21年5月改定）と整合性を保ちつつ、平成21年6月に、本町が実施すべき具体的対策を定めた南幌町新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、新型インフルエンザに関する取組を進めてきました。

また、政府行動計画及び道行動計画の改定を受け、平成26年6月に町行動計画の改定を行い新型インフルエンザ等感染症に関する取組を行ってきました。

しかし、今般、令和2年からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下、新型コロナという）による世界的流行（パンデミック）によって、日常の生活は大きく変わりました。

国では、新型コロナへの対応で明らかになった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すため、令和6年7月に特措法第6条に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」の抜本的な改定が行われ、同様に、道においても令和7年3月に道行動計画改定が行われました。本町においても、この改定を踏まえ、道行動計画に基づき、町行動計画の改定を行います。

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

II-1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えます。新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、国や道と同様に次の2点を主たる目的として対策を進めます。

1 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護します。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保します。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティ（能力）を超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにします。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らします。

2 町民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにします。

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び社会経済活動への影響の軽減を図ります。
- 町民の生活及び社会経済の安定を確保するよう努めます。
- 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らします。
- 事業継続計画を作成・実施することにより、医療の提供又は町民の生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

II-2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があります。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症のパンデミックの経験等を踏まえた上で、町行動計画は、新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定しつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとします。

国においては、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、地理的な条件、大都市への人口集中、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせるバランスのとれた戦略を目指し、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、一連の流れをもった戦略を確立することとしています。

町としても、国や道の基本的対処方針を受けて、道の政策決定を踏まえつつ町行動計画を基に必要な対策に取り組みます。

行動計画（特措法）の対象となる「新型インフルエンザ等」

感染症類型	性格	主な疾病
新型インフルエンザ等感染症	インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、重大な影響を与える恐れがある	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症（COVID-19 除く） 再興型コロナウイルス感染症
指定感染症	感染症法に位置付けられていない感染症について、1～3類感染症等と同等の危険性がある場合に、政令で指定	<過去例> SARS、鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）MERS 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
新感染症	人から人に伝染する未知の感染症であって、危険性が極めて高く、国民に重大な影響を与える恐れがある場合に政令で指定	<過去例> SARS

対策実施上の時期区分

準備期	初動期	対応期
国内外における発生の情報を探知するまで	国内外における発生の情報を探知して以降、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が実行されるまで	基本的対処方針が実行されて以降

時期区分における主な対応

準備期	○発生前の段階では、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチン接種体制の整備、市町村及び企業における事業継続計画等の策定、住民に対する啓発、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
初動期	○国内外で発生又はその疑いがある段階では、直ちに初動対応の体制に切り替える。
対応期の対応	○国内や道内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講ずる。 ○国内や道内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期では、市町村は、道、国、事業者等と相互に連携して、医療提供体制の確保や住民生活及び社会経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。しかし、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。よって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し臨機応変に対処していくことが求められる。 ○ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。 ○最終的には、流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

Ⅱ－３ 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

１ 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から⑤までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定します。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮します。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とします。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とします。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策の長期化の場合も織り込んだ想定とします。
- ⑤ 近年の呼吸器感染症においては、季節性の変動に加え複数回の感染の波が生じる傾向が確認されていることから、単一の流行を前提とするのではなく、中長期的な感染拡大の反復を想定した対策が必要となります。

本町は札幌市や江別市等と生活圏を共有していることから、周辺地域における感染症の発生動向を踏まえた広域的なリスク評価に基づく対応を行います。

２ 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）

感染症の特徴や状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を以下のように区分し、感染症危機対応を行います。

○ 初動期

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応します。

○ 対応期

① 封じ込めを念頭に対応する時期

政府対策本部及び北海道新型インフルエンザ等対策本部（以下「道対策本部」という。）の設置後、国内での発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中であると想定できますが、まずは封じ込めを念頭に対応します。

② 病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波（スピードやピーク等）を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討します。

③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替えます。

④ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回るにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行します。

Ⅱ－４ 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

町は、発生時に備えるとともに、特措法その他の法令、町行動計画又は業務計画に基づき、国、道及び指定（地方）公共機関等と相互に連携協力し、対策の適確かつ迅速な実施に万全を期します。この場合において、次の点に留意します。

1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要です。このため、以下の取組により、平時の備えの充実を進め、実践的な訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進を行います。

① 感染症等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行います。

② 迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が道内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、国、道の対応に合わせて速やかに初動対応に動き出せるよう体制整備を進めます。

③ 関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検・改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を、関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行います。

④ ワクチンやリスクコミュニケーション等の備え

有事の際の速やかな対応が可能となるよう、ワクチン接種体制の構築やリスクコミュニケーション（リスクに関する情報を、関係者同士が理解し合いながら共有し、適切な行動につなげるためのコミュニケーションのこと）について平時からの取組を進めます。

⑤ 国や道との連携等のためのDXの推進や人材育成等

国や道との連携の円滑化等を図るため、DXの推進や人材育成等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進めます。

2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策にあたっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活及び社会経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要です。このため、町は、国及び道と連携して、以下の取組により、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講じます。

① 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替え対応します。

② 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策にあたっては、町民の理解や協力が最も重要です。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、様々な場面を活用して普及し理解を深めることが必要です。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明します。

3 基本的人権の尊重

特措法による要請や行動制限等の対策の実施にあたって、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は対策を実施するため必要最小限のものとしします。

また、感染者やその家族、医療従事者等（福祉・介護従事者等を含む。）に対する誹謗中傷等の偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であります。対策にあたっては、基本的人権を尊重し行います。

4 関係機関相互の連携協力の確保

南幌町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）は、政府対策本部及び道対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、対策を総合的に推進します。

5 医療機関と行政の連携強化

感染症発生時においては、医療提供体制のひっ迫を防ぐため、医療機関と保健所及び町との緊密な連携体制を確保することが重要となります。

特に、患者情報の共有、受診調整、療養支援等に関しては、ICTを活用した迅速かつ効率的な情報共有体制の構築を推進し、医療機関及び行政双方の業務負担軽減を図り対応します。

6 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応

感染症危機における高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等において必要となる対応について、平時から検討し有事に備えた準備を行います。

感染症危機においては、高齢者施設や障がい者施設等においてクラスター（集団発生）が発生しやすく、重症化リスクも高いことから、「感染対策に関する専門的支援」「感染症対策物資の安定供給」「医療機関との連携体制の確保」「業務継続支援」などを平時から検討を行い、有事において迅速に対応できる準備を行います。

7 感染症危機下の災害対応

町は、国及び道と連携し、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有の連携体制を整えることを進めます。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、発生地域における状況を適切に把握するとともに、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有や支援を速やかに行います。

8 記録の作成・保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフ

ルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存し、公表します。

Ⅱ－５ 対策推進のための役割分担

1 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、対策を適確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有しています。

新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努めます。

また、発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し対策を強力に推進します。その際、国民や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行います。

2 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、国が決定した基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る対策を適確かつ迅速に実施し、関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有します。

【道】

道は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、適確な判断と対応に努めるとしています。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築するなど、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行います。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行します。

【南幌町】

町は、町民に対するワクチンの接種や生活支援、発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、適確に対策を実施します。対策の実施に当たっては、道や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

3 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療提供体制の確保のため、道と医療措置協定の締結、院内感染対策の研修や訓練の実施、個人防護具をはじめとした必要となる感染症対策物資等の確保を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、道からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行います。

4 指定（地方）公共機関の役割

電気・ガス・輸送・通信など地域の生活基盤を担う指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合、特措法に基づき、対策を実施する責務を有します。

5 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、発生前から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を行うことが重要であり、発生時には、その活動を継続するよう努めます。

6 一般の事業者の役割

事業者については、発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。また、発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定されます。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められるため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品の備蓄を行うように努めるなど、対策を行う必要があります。

7 町民の役割

発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、平時からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）など個人レベルでの感染対策を実践するよう努めることとしています。また、発生時に備えて、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めることとしています。

III 新型インフルエンザ等対策項目と横断的視点

III-1 町行動計画における対策項目等

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」こと及び「住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を以下の7項目について定めます。

1 実施体制

感染症危機は、町民の生命及び健康や生活、社会経済活動に大きな被害及ぼすことから、町においても新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、緊急かつ総合的な対応を行う必要があります。

そのため、政府対策本部及び道が対策本部を設置した場合において対策本部を設置することを検討し、対策に係る措置の準備を進めます。

2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがあります。

町は、道や関係団体とも連携し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、町民が適切に判断・行動できるよう、情報提供・共有等を行います。

3 まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び社会経済活動への影響を最小にすることを目的とします。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげるのが重要です。

このため、道は、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置の実施や緊急事態措置を行います。町は事業者や町民への周知などを行います。

4 ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。このため、町、国及び道は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要があります。

5 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、道は、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、住民の生命及び健康を保護する必

要があります。その際、住民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要です。町は、岩見沢保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては必要な協力を行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築します。

6 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれます。町は、その所掌事務又は業務に係る対策の実施時に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに定期的に備蓄状況を確認します。

7 住民生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、住民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性があります。

町は、国や道と連携しながら発生時に備え、事業者や町民に必要な準備を行うことを勧奨します。事業者や町民生活・社会経済活動への影響に対しては、国が講ずる支援策を踏まえ、地域の実情などにも留意しながら適切な支援を検討します。

Ⅲ－２ 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の3項目の視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項です。

1 人材育成

多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、災害対応等における人材育成を進めることに取り組みます。また、地域の医療機関等においても、町や国、道、関係団体等による訓練や研修等により、新型インフルエンザ等への対応能力を向上させ、幅広い対応体制を構築するための人材育成を平時から進めることが期待されています。

2 町、国及び道の連携

国と地方公共団体との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、道は感染症法や特措法等に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担い、感染拡大防止や医療提供体制の確保をはじめとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行います。町には、町民に最も近い行政単位として、予防接種や町民の生活支援等の役割が期待されています。新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするため、国及び道との連携体制を平時から整えておきます。

3 DXの推進

近年、取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により対応能力の向上に大きな可能性を持っています。

国は、DX推進の取組として、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事

務のデジタル化及び標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めていくとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要としています。

町においても、感染症発生時における医療機関、保健所及び町の間での情報共有の迅速化・効率化を図ることが重要であることより、DXの推進を図ることが必要となってきます。発生届の作成・提出、患者情報の共有、受診調整等に係る業務について、電話やFAXに依存しないデジタル化を推進し、リアルタイムでの情報連携が可能な体制の構築を進めます。

IV 町行動計画の実効性確保

1 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持

町行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、政府行動計画及び道行動計画が改定された際は、町行動計画も適宜必要な見直しを行います。

新型コロナ対応の経験を踏まえ、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行います。

2 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施

「訓練でできないことは、実際もできない」というのは災害に限らず、新型インフルエンザ等への対応にも当てはまります。訓練の実施により、平時の備えについて点検や改善につなげていくことが重要です。町は、訓練の実施やそれに基づく点検や改善が関係機関で継続的に取り組まれるよう、働きかけを行います。

3 定期的なフォローアップと必要な見直し

国は政府行動計画や同計画のガイドライン等の関連文書について、毎年度定期的なフォローアップと取組状況の見える化を、統括庁を中心に行うとしています。また、概ね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討を行い、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとしていることから、道から提供される情報を踏まえ、町においてもその見直しに伴い必要な対応を行います。

V 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

V-1 実施体制

1 準備期

1-1 実践的な訓練の実施

町は、道行動計画及び町行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施します。

1-2 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、町行動計画を作成し必要時変更をします。その際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴きます。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更します。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる保健師等の専門人材等の養成等を行います。

1-3 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ① 町、国、道及び指定（地方）公共機関は相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施します。
- ② 町、道及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、地域の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築します。

2 初動期

2-1 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 政府対策本部が設置され、直ちに道が道対策本部を設置した場合において、町は、必要に応じて対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進めます。
- ② 町は、必要な人員体制の強化を図り全庁的な対応を進めます。

2-2 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援の下、必要となる予算を迅速に確保し、機動的かつ効果的な対策を実施するとともに、対策に要する経費について所要の準備を行います。

3 対応期

3-1 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後は、速やかに以下の実施体制をとります。

3-1-1 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、道に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請します。
- ② 町は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は道に対して応援を求めます。

3-1-2 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、財源の確保や必要な対策を実施します。

3-1-3 道による総合調整

- ① 道は、道の区域に係る新型インフルエンザ等対策を適確かつ迅速に実施するために必要があると認めるときは、道及び関係市町村並びに関係指定地方公共機関実施する道の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行います。
- ② また、道は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町村、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行います。
- ③ 町は、①及び②の総合調整が行われるにあたっては、必要に応じて、道に対して意見を申し出るものとします。

3-2 市町村対策本部の設置

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置します。

当該市町村の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行います。

3-3 市町村対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止します。

V-2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

1 準備期

1-1 町における情報提供・共有

町は、準備期から町民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行います。町広報誌やホームページ、町の SNS での発信やコールセンター等の設置準備をはじめ、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進めます。

1-2 道と市町村の間における感染状況等の情報提供・共有

町は、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施します。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援に関し、道からの要請を受けて、必要な協力を行います。

1-3 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進めます。

2 初動期

2-1 町における情報提供・共有

町は、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行います。

2-2 道と町の間における感染状況等の情報提供・共有

町は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施します。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援等に関し、道からの要請を受けて、必要な協力を行います。

2-3 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置します。

3 対応期

3-1 町における情報提供・共有

町は、準備期に整備したリスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行います。

3-2 道と町の間における感染状況等の情報提供・共有

町は、初動期に引き続き、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施します。また、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察及び生活支援に関し、道からの要請を受けて、必要な協力を行います。

3-3 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続します。

V-3 まん延防止

1 準備期

1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進

町及び学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図ります。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示をあおぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図ります。

また、新型インフルエンザ等のまん延防止のため、特に特定の地域で集団発生や原因不明の感染症が発生した場合に迅速な対応が行えるよう、平時から道及び医療関係団体と連携を図ります。

2 初動期

2-1 国内でのまん延防止対策の準備

町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行います。

3 対応期

3-1 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

3-1-1 外出等に係る要請等

道は、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行います。

また、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに自宅等から外出しないことなどの要請を行います。

町は、事業者や町民への周知など、必要な協力を行います。

3-1-2 基本的な感染対策に係る要請等

道は、国と連携し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避けるなどの基本的な感染対策、時差出勤やテレ

ワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請します。

町は、事業者や町民への周知など、必要な協力を行います。

3-2 事業者や学校等に対する要請

3-2-1 営業時間の変更や休業要請等

道は、国から示される対策の切替えの判断の指標に基づき、必要に応じて、まん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更の要請を行います。

また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（以下「施設管理者等」という。）に対する施設の使用制限（人数制限や無観客開催）や停止（休業）等の要請を行います。

町は、事業者や町民への周知など、道に必要な協力を行います。

3-2-2 まん延の防止のための措置の要請

道は、必要に応じて、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請します。

町は、事業者や町民への周知など、道に必要な協力を行います。

3-2-3 その他の事業者に対する要請

- ① 道は、国と連携し、事業者に対して、職場における感染対策の徹底を要請するとともに、従業員に基本的な感染対策等を勧奨し、又は徹底することを協力要請します。

また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理や受診を勧奨すること、出勤が必要な者以外のテレワーク、こどもの通う学校等が臨時休業等をした場合の保護者である従業員への配慮等の協力を要請します。

町は、事業者や住民への周知など、必要な協力を行います。

- ② 道は、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まるなどの感染リスクが高まる場所等について、施設の管理者等に対して、基本的な感染対策の徹底や、人数制限等の安全性を確保するための計画策定等を要請します。

町は、施設の管理者等への周知など、必要な協力を行います。

3-2-4 学級閉鎖・休校等の要請

道は、国と連携し、感染状況、病原体の性状等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行います。また、道は、国と連携し、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、又は休校）等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請します。なお、一斉臨時休業の要請については、こどもや保護者、社会経済活動への影響を踏まえ、慎重に検討を行います。

町は、小・中学校や町民への周知など、必要な協力を行います。

V-4 ワクチン

1 準備期

1-1 ワクチンの接種に必要な資材

町は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備します。

表1 予防接種に必要な可能性がある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液 	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト 【文房具類】 <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ 【会場設営物品】 <input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

1-2 ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、地域の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておきます。

1-3 接種体制の構築

1-3-1 接種体制

町は、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制が構築できるよう、平素から地域医療機関との協力関係を構築します。

1-3-2 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められます。このため、町は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が

実施できるよう、接種体制を構築します。

- ② 町は、所属する職員において特定接種の対象となり得る者を把握し、国宛てに人数を報告します。

1-3-3 住民接種

町は、平時から以下①から③までのとおり、迅速な予防接種等を実現するための準備を行います。

- ① 町は、国等の協力を得ながら、当該市町村の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります。

ア 町は、住民接種については、国及び道の協力を得ながら、希望する町民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列举する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医療機関と連携の上、接種体制について検討を行います。また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認します。

(ア) 接種対象者数

(イ) 地方公共団体の人員体制の確保

(ウ) 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保

(エ) 接種場所の確保（医療機関、保健所、保健センター、学校等）及び運営方法の策定

(オ) 接種に必要な資材等の確保

(カ) 国、道及び市町村間や、地域の医師会等の関係団体への連絡体制の構築

(キ) 接種に関する住民への周知方法の策定

イ 町は、以下の表2を参考に、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行います。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町及び道の関係部局が連携し、これらの者への接種体制を検討します。

表2 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計（総人口）	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	
乳児保護者*	人口統計（1歳未満）×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

ウ 町は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種か個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定します。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、町は、地域の医療機関の協力を得てその確保を図るべきであるため、個別接種、集団的接種いずれの場合も、地域の医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得るよう努めます。

エ 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調製場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討します。

また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮します。なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、地域の医療機関と委託契約を締結し、協力を得て実施します。

② 町は、円滑な接種の実施のため、居住する市町村以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進めます。

③ 町は、速やかに接種できるよう、地域の医療機関関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進めます。

1-4 情報提供・共有

1-4-1 町民への対応

町は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組を進めます。

1-4-2 市町村における対応

町は、道の支援を得ながら、定期の予防接種の実施主体として、地域の医療機関との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び町民への情報提供等を行います。

1-4-3 衛生部局以外の分野との連携

町の衛生部局である保健福祉課は、予防接種施策の推進にあたり、医療関係者及び役場内での連携及び協力が重要であることから、その強化に努めます。

1-5 DXの推進

① 町は、活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行います。

② 町は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用することも含め準備を進めます。

2 初動期

2-1 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行います。

2-2 ワクチンの接種に必要な資材

町は、準備期において必要と判断し準備した資材について、適切に確保します。

2-3 接種体制

2-3-1 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築するために、地域の医療機関の協力を得て、その確保を図ります。

2-3-2 住民接種

- ① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始します。
- ② 接種の準備にあたっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行います。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行います。
なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討していきます。
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は地域の医療機関の協力を得て、その確保を図ります。
- ⑤ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう調整します。
- ⑥ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出を行います。
- ⑦ 接種会場での救急対応に必要と考えられる救急処置用品といった物品や薬剤の準備をするとともに、地域の医療機関との調整を行い、適切な対応をとるよう体制を確保します。

3 対応期

3-1 ワクチンや必要な資材の供給

町は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握し、接種開始後はワクチン等の使用実績を踏まえ、ワクチンの割り当て量の調整を行います。

3-2 接種体制

町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行います。

3-2-1 特定接種

3-2-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、町は、国と連携し、国が定めた具体

的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行います。

3-2-2 住民接種

3-2-2-1 予防接種体制の構築

- ① 町は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に町において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進めます。
- ② 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材等を確保します。
- ③ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行います。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も検討します。

3-2-2-2 接種に関する情報提供・共有

- ① 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行います。
- ② 接種方法に関しても、町民にわかりやすく、広報誌への掲載や文書通知、また、ウェブサイトやSNSも活用して周知に努めます。

3-2-2-3 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を行います。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、地域の医療機関と連携し、接種体制を確保します。

3-2-2-4 接種記録の管理

国、道及び町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、システムを活用し、接種記録の適切な管理を行います。

3-3 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査が行われ、特定接種の場合はその実施主体が、住民接種の場合は町がその結果に基づき給付を行います。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外であっても、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた町において行います。
- ③ 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を行います。

3-4 情報提供・共有

- ① 町は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行います。
- ② 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行います。

3-4-1 特定接種に係る対応

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談

窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供します。

3-4-2 住民接種に係る対応

- ① 町は、町民からの基本的な相談に応じます。
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想されます。
 - ア 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - イ ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
 - ウ ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになっている。
 - エ 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、次のような点に留意します。
 - ア 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - イ ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
 - ウ 接種の時期、方法など、住民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

V-5 保健

1 準備期

1-1 岩見沢保健所との連携体制の構築

有事において、感染症の特徴や病原体の性状、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊施設で療養する場合には、陽性者への食事の提供等の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、町は、新型インフルエンザ発生時に備え、平時から岩見沢保健所との連携を図り、地域全体で感染症危機に備える体制を構築します。

1-2 医療機関との連携体制の整備

町は、保健所及び医療機関と連携し、感染症発生時における患者情報の共有、受診調整、自宅療養者支援等を円滑に実施するため、ICTを活用した情報共有体制の整備を進めます。

1-3 医療提供体制の制約への対応

感染症の大規模流行時には、医療従事者の不足等により医療提供体制がひっ迫する可能性があることから、平時より人的資源の確保や役割分担の整理、応援体制の構築等について検討を行います。

2 初動期

2-1 有事体制への移行準備

町は、岩見沢保健所が感染症有事体制に移行するにあたっては、必要な協力をを行い、地域全体で感染症危機に備える体制を構築します。

3 対応期

3-1 有事体制への移行

町は、岩見沢保健所が感染症有事体制を確立するにあたっては、道からの要請を受けて必要な協力をを行います。

3-2 主な対応業務の実施

3-2-1 健康観察及び生活支援

- ① 町は、道からの要請を受けて、道が実施する健康観察に必要な協力を行います。
- ② 町は、道からの要請を受けて、道が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に必要な協力を行います。

3-2-2 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

町は、道と連携し、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など対策について、住民の理解を深めるため、住民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行います。情報提供にあたっては、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方など情報の受け手に応じた適切な配慮をしつつ、道と連携の上、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知・広報等を行います。

V-6 物資

1 準備期

1-1 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認します。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねて行います。

- ② 消防機関は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具について必要な備蓄を進めます。

2 初動期

2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、準備期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認します。

3 対応期

3-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、初動期に引き続き、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を確認します。

V-7 住民の生活及び地域経済の安定の確保

1 準備期

1-1 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、関係機関との連携や役場内での連携のため、必要となる情報共有体制を整備します。

1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政

手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行います。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意します。

1-3 物資及び資材の備蓄

① 町は、町行動計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施にあたり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄します。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねて行います。

② 町は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨します。

1-4 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、道と連携し要配慮者の把握を行います。

1-5 火葬体制の構築

町は、地域における火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備します。

2 初動期

2-1 事業継続に向けた準備等の要請

道は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、事業者に対し、従業員の健康管理の徹底、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請します。

また、道は、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請します。町は、これらの道の要請に対して必要な協力を行います。

2-2 生活関連物資等の安定供給に関する住民及び事業者への呼びかけ

道は、生活関連物資等（食料品や生活必需品その他の道民生活との関連性が高い物資または社会経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入にあたって消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請します。町は、これらの事業者や住民への周知に対して、必要な協力を行います。

2-3 遺体の火葬・安置

町は、道を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行います。

3 対応期

3-1 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1 心身への影響に関する施策

町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講じます。

3-1-2 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要な生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

3-1-3 教育及び学びの継続に関する支援

町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、こどもの学びの保障や基本的な生活習慣の維持、こどもの居場所の確保や保護者等への丁寧な説明等の必要な支援を行います。

3-1-4 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、国及び道と連携し、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。
- ② 町は、国及び道と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- ③ 町は、国及び道と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市町村行動計画に基づき、適切な措置を講じます。
- ④ 町は、国及び道と連携し、新型インフルエンザ等緊急事態において、住民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は住民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講じます。

3-1-5 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、道を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させます。
- ② 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとします。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。
- ③ 町は、道の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市町村に対して広域火葬の応援・協力を行います。
- ④ 町は、道を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。

3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1 事業者に対する支援

町は、道と連携し、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び住民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、国が講ずる支援策を踏まえ、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、地域の実情や公平性にも留意し、効果的に講じます。

3-2-2 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

町および長幌上水道企業団は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市町村行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講じます。

3-3 住民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他支援

町は、道と連携し、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた町民生活及び社会経済活動への影響に対し、国が講ずる支援策を踏まえ、生活基盤が脆弱な者が特に大きな影響を受けることや地域の実情などにも留意しながら、適切な支援を検討します。

参 考 資 料

南幌町新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、南幌町新型インフルエンザ等対策本部（法第34条第1項の規定により本町に設置される同項の市町村対策本部をいい、以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 対策本部の長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他本町の職員以外の者を会議に出席させたときには、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。